

海事局で検討中の主な船舶の安全・環境基準について

【安全関連（問い合わせ先：安全政策課船舶安全基準室 TEL03-5253-8631）】

項目	概要（主要な改正点）	適用等	関係規則	備考
<p>復原性計算機の備え付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・油タンカー、液体化学薬品ばら積船及び液化ガスばら積船に非損傷時及び損傷時の復原性要件に対応する復原性計算機の備え付けること。 ・当該装置の免除に関する要件 	<p>①油タンカー及び液体化学薬品ばら積船について；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年1月1日以後に建造された油タンカー及び液体化学薬品ばら積船が対象 ・2016年1月1日より前に建造された油タンカー及び液体化学薬品ばら積船にあつては、当該日以後の最初の定期検査までに備付けること（ただし、平成33年1月1日を超えないこと。） <p>②液化ガスばら積船について；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年7月1日以後に建造された船舶が対象 ・2016年7月1日より前に建造された船舶にあつては、当該日以後の最初の定期検査までに備え付けること。（ただし、平成33年7月1日を超えないこと。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・MARPOL 条約附属書 I 第 28 規則 ・IBC コード第 2 章 ・IGC コード第 2 章 	

<p>グローバルベースの国際船舶構造基準の強制化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 船舶は、特定の運航及び環境上の状況の下で適切に運行され、維持される場合には、その耐用期間を通じて非損傷時及び特定の損傷時において安全にかつ環境を害しないように、特定の耐用期間を考慮して設計及び建造されること。 対象船舶として、長さ 150m 以上の油タンカー並びに長さ 150m 以上のばら積貨物船であって 1 層の甲板を備え、貨物区域にトップサイドタンク及びホッパーサイドタンクを設けているもの（鉱石運搬船及び兼用船を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 2016 年 7 月 1 日以後に建造契約が結ばれる船舶 建造契約がない場合には、2017 年 7 月 1 日以後に建造される船舶、又は 2020 年 7 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶が対象 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 II-1 章 第 3-10 規則 	
<p>閉鎖区域の雰囲気測定のための持運び式検知器の搭載</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常時に人が出入りしない場所に、船員が入った際の安全を確保するため、酸素、引火性ガス、硫化水素、一酸化炭素等の濃度を測定することができる持運び式の検知器を船舶に備え付けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016 年 7 月 1 日以後に全船に適用 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 XI-1 章 第 7 規則 	
<p>極海コードの新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 北極海及び南極海（以下「極海」といいます。）を航行する船舶の安全確保及び極海の環境保護を目的として、極海特有の危険性を考慮した船舶の船体構造、復原性、防火・救命設備、航海用具、無線通信に関する技術基準を新設 適用船舶は、極海を航行する総トン数 500 トン以上の貨物船及びすべての旅客船 	<ul style="list-style-type: none"> 2017 年 1 月 1 日以後に建造された極海域を航行する船舶が対象 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS 条約附属書第 XIV 章 極海コード（新設） 	

IGF コードの新設	<ul style="list-style-type: none"> ・低引火点燃料（引火点 60°C未満の燃料）を使用する船舶の安全確保を目的として、船舶の船体構造、復原性、防火設備に関する技術基準を新設 ・適用船舶は、低引火点燃料を使用する総トン数 500 トン以上の貨物船及びすべての旅客船 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 1 月 1 日以後に建造契約が結ばれる船舶 ・建造契約がない場合には、2018 年 7 月 1 日以後に建造される船舶、 ・2021 年 1 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶、又は ・2017 年 1 月 1 日以後に新たに低引火点燃料を使用する船舶が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SOLAS 条約附属書第 II-1 章 第 56 規則 ・ SOLAS 条約附属書第 II-1 章 第 57 規則 ・ SOLAS 条約附属書第 II-2 章 第 4 規則 ・ IGF コード（新設） 	
タンカーの貨物タンクの内部圧力による損傷の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・温度変化によるタンク内部の圧力増加に備えるための開口について、荷役時の圧力変化に備えるための排気口と同等の要件を追加。 ・荷役時の貨物タンクの過剰圧を防止するために要求されている二次的措置について不意に弁が閉鎖されてしまった際の損傷を防ぐための独立した措置を要求。（具体例：集合管による排気管だけでなく各タンクに独立して大容量の圧力調整弁を備える） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 1 月 1 日以後に建造されたタンカー（引火性の液体貨物のばら積み運送のために建造し又は改造した貨物船） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SOLAS 条約附属書第 II-2 章 第 4 規則 ・ SOLAS 条約附属書第 II-2 章 第 11 規則 	
空気品質制御システム設置による車両積載区域等の換気回数及び換気量の緩和規定	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊分類区域、車両積載区域及び RO-RO 区域に MSC/Circ. 729 に適合した空気品質制御システム（Air Quality Control System）を設置している場合に、車両を積載する際に要求される通風装置による換気回数又は換気量を減じることができる文言の追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 1 月 1 日以後に全船に適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SOLAS 条約附属書第 II-2 章 第 20 規則 	

避難解析の対象船舶の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の設計段階における非常時の脱出ルートの混雑具合分析について、現行のRORO旅客船に加えて、36人を超える旅客船に要求するSOLAS条約附属書II-2章の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日以後起工のRORO旅客船及び旅客数が36人を超える旅客船に適用 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS条約附属書第II-2章第13規則 	
ヘリコプター甲板の消防設備の強化	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター甲板の泡消火設備の能力を強化するSOLAS条約附属書第II-2章及び国際火災安全設備規則(FSSコード)の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日以後起工のヘリコプター甲板を持つ船舶に適用 	<ul style="list-style-type: none"> SOLAS条約附属書第II-2章第18規則 FSSコード第17章(新設) 	
救命艇等の整備の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 救命艇等の離脱装置の年次の点検・整備等は、主管庁に認可されたサービスプロバイダー及び製造者が実施するという新たな要件(決議)の新設及びこの要件を義務化するためのSOLAS条約附属書第III章改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日発効見込み 	<ul style="list-style-type: none"> MSC決議(新設) SOLAS条約附属書第III章第3規則、第20規則 	

【危険物関連（問い合わせ先：検査測度課危険物輸送対策室 TEL03-5253-8639）】

項目	概要（主要な改正点）	適用等	関係規則	備考
液体化学薬品ばら積船に積載できる物質の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノルマルドデカンチオール」他8つの危険物の運送基準等を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・告示の公布日 	<ul style="list-style-type: none"> ・IBC コード ・MEPC. 2/Circ. 20 	
液化ガスばら積船に係る安全基準の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷時復原性計算に使用する仮想損傷範囲の拡大 ・貨物ポンプ室等からの脱出経路の2系統化 ・エアロックスペースの可視可聴警報の作動要件を追加 ・毒性貨物の船首/船尾荷役の制限 ・タンク内積付量の上限緩和 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年7月1日以後建造される船舶が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・IGC コード 	
固体貨物をばら積みして運送する場合の船舶の安全基準の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥した粉状の貨物を運送する場合の要件を追加 ・18の物質の個別運送要件を新たに追加 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年1月1日以後適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・IMSBC コード 	
国際海上輸出コンテナの総重量の確定	<ul style="list-style-type: none"> ・荷送人は、国土交通省が定めた方法で確定したコンテナ総重量の情報を船長等に提供すること。 ・コンテナ総重量の情報の確定を行う者は、国土交通大臣への届出又は登録を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年7月1日以後船積みされる国際海上輸出コンテナが対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・SOLAS 条約附属書第VI章第2規則 	

<p>危険物を容器に収納して運送する場合の安全基準の改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・等級4.1に分類される「重合のおそれのある物質」の判定基準及び運送要件を規定 ・リチウム電池を運送する際の標札について、新たな様式の適用（従来の標札は一定期間使用可能） ・一部有機金属化合物の隔離規程について、適用を除外 ・個品危険物リスト一覧に、新たに10の危険物を追加 ・海洋汚染物質に該当する危険物の対象を追加 ・六フッ化ウランについて危険性等級及び副次危険性等級の変更 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年1月1日以後、船舶に積載され運送される貨物が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・IMDGコード 	
----------------------------------	--	--	--	--

【環境関連（問い合わせ先：海洋・環境政策課環境渉外室 TEL03-5253-8636）】

項目	概要（主要な改正点）	適用等	関係規則	備考
極海コードの新設	<ul style="list-style-type: none"> 油及び油性混合物の排出を原則禁止 貨物油タンク等の保護要件の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> 排出規制については、2017年1月1日以後に極海を航行する船舶が対象 構造要件については、2017年1月1日以後に建造される船舶であって極海を航行する船舶が対象 	<ul style="list-style-type: none"> MARPOL 条約附属書 I MARPOL 条約附属書 II MARPOL 条約附属書 IV MARPOL 条約附属書 V 	
スラッジタンク要件改正	<ul style="list-style-type: none"> スラッジタンク排出管に関する要件の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月1日より適用 2017年1月1日以前に建造された船舶は、2017年1月1日以後に行われる船舶の最初の更新検査日以前に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> MARPOL 条約附属書 I 第 3 章 第 12 期測 	
燃料油の硫黄分濃度の上限値の改正	<ul style="list-style-type: none"> 一般海域において使用する船舶の燃料油の硫黄分濃度の上限値を改正(3.5%→0.5%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日又は2025年1月1日より適用 	<ul style="list-style-type: none"> MARPOL 条約附属書 VI 第 3 章 第 14 期測 	